解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月二十六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

新潟県新潟市西区青山四丁目四番二〇号
海老ケ瀬土地区画整理組合
代表清算人　嶋田　信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

滋賀県長浜市石田町五七六
財団法人石田三成公事蹟顕彰会
代表清算人　木下　茂昭

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為の存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

京都市下京区万寿寺通東中筋西入天使突抜二丁目三八一番地
財団法人京都府交通災害遺族会
代表清算人　赤井キミ子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷一〇一五六番地一
財団法人西谷教育後援会
代表清算人　立野　好仁

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

沖縄県那覇市首里寒川町二丁目八番地
財団法人琉石醗酵飼料研究所
清算人　座安　正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

青森市安方二丁目九番一三号
財団法人青森県建設センター
清算人　内海　重一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の理事会の決議により平成二十五年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

青森県むつ市大畑町兎沢一七番地二〇〇号
青森県立田名部高等学校大畑校舎内
財団法人青森県立田名部高等学校大畑校舎後援会
代表清算人　小川　哲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

茨城県土浦市手野町二〇五八番地
財団法人手野大正共励社
代表清算人　入江よしの

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年十二月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目二九九番地三　埼玉県トラック総合会館四階
埼玉県トラック厚生年金基金
代表清算人　遠藤　俊作

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

千葉市中央区新宿町二丁目一一九番地
社団法人千葉県電気協会
代表清算人　安田　敬一

解散公告（第二回）

当公社は平成二十五年十二月二十五日付で神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷二二一六番地
清川村土地開発公社
清算人　岸　直保

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

名古屋市北区金田町五丁目二〇番地
社団法人名古屋城北栄養協会
代表清算人　國枝　靖弘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町三三八河原町丸太町ビル三階
財団法人京都国際文化交流財団
代表清算人　金井　孟

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月十九日奈良県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

奈良県生駒郡三郷町勢野西一丁目一番一号
三郷町土地開発公社
清算人　森　宏範

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

香川県高松市檀紙町二〇一七番地四
一般社団法人ひかり福祉会
代表清算人　森澤　繁雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

高知県高知市朝倉戊三七五番地一
財団法人高知県福祉基金
代表清算人　青木　章泰